

平成27年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

平成27年度事業報告

I はじめに

公益財団法人国際人材育成機構(以下「当機構」という。)は、平成3年12月の設立以来、一貫して開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及び我が国の社会と産業の健全な発展に寄与するため、外国人技能実習生受入企業(以下「受入企業」という。)をはじめ関係者の皆様の絶大なご支援をいただきながら、技能実習生派遣国(以下「派遣国」という。)であるインドネシア共和国(以下「インドネシア」という。)、タイ王国(以下「タイ」という。)及びベトナム社会主義共和国(以下「ベトナム」という。)の3か国から延べ約45,000名の外国人技能実習生(以下「実習生」という。)を受け入れてきた。各派遣国では、当機構の外国人技能実習生受入事業(以下「実習生受入事業」という。)を高く評価し、各派遣国大統領はじめ派遣国担当大臣及び政府幹部と各派遣国における人材育成に係る意見交換の席上においても、日本の高度な技術・技能や厳格な職場規律など当機構が実施する実習生受入事業は日本の優れた労働慣行を習得できる大変有意義な事業であり、本事業を当該国の人材育成に関する行動指針の主軸として位置づけており、更なる事業の拡大要請等があったところである。

特に、ベトナムにおいては、同国独立70周年記念に合わせて、平成27年8月27日に、駐日ベトナム社会主義共和国大使館及び一般社団法人日本経済団体連合会のご後援の下、ベトナム社会主義共和国労働・傷病兵・社会省と当機構との共催で、東京においてアイム・ジャパンセミナー2015「ベトナムの経済発展と人づくり」を、ベトナム政府公式行事として開催した。セミナーには、日本政府の公式招待で来日したグエン・ティ・キム・ガン国会議長(当時国会副議長)が主賓として出席し、同国会議長から800名を超える一般参加者に対して、アイム・ジャパンが実施する技能実習プログラムのベトナムが人材育成事業における高い役割についてご講話いただいたほか、同国ファム・ティ・ハイ・チュエン労働・傷病兵・社会大臣、チャン・バン・ハン国会対外委員長、グエン・クオック・クオン駐日ベトナム特命全権大使等、多くのベトナム政府幹部にご列席いただき、セミナー・懇親会とも盛況の内に幕を閉じることができたところである。

また、約37,000名の実習生受入実績を有するインドネシアについては、平成27年

5月にインドネシア労働省ムハマド・ハニフ・ダキリ大臣と会談し、アイム・ジャパン帰国実習生が事業を起こし雇用の創出、経済発展に貢献していることから、同大臣は国家を挙げてアイム・ジャパン技能実習プログラムを極めて重要な人材育成の柱と位置付けており、優秀な実習生を選抜・派遣に力を入れることを約束されたところである。

インドネシアでは、5,000名を超えるアイム・ジャパン帰国実習生が社長として活躍しており、平成27年10月18日、「アイム・ジャパン社長の会全国大会」がジャカルタで開催され、アイム・ジャパン帰国実習生3,000名以上が駆け付けた。同大会では、来賓としてダキリ労働大臣、ワハブ労働事務次官等の政府幹部が参加し、アイム・ジャパン柳澤会長が主賓として招待されたところである。

さらに、上述した当機構における実習生受入事業の評判を仄聞した複数の開発途上国政府から実習生の派遣を行いたい旨の要請を受けているところであるが、平成27年7月8日、バングラデシュ人民共和国海外居住者福利厚生・海外雇用省において、同大臣とアイム・ジャパン柳澤会長の間で、技能実習生受入れに関する基本協定書調印式が執り行われ、調印後、柳澤会長は同国シェイク・ハシナ首相に謁見し、同首相はアイム・ジャパン技能実習プログラムを通じたバングラデシュの若者の人材育成に対し高い期待を示されたところである。

一方、日本国内においては、本年度の実習生受入数は前年度比3割増となった平成26年度の新規受入数を維持し、多くの受入企業に実習生を配属したところであるが、当機構としては、実習生受入事業が、我が国の社会と産業の健全な発展に引き続き寄与するために当機構が提供できる最大のサービスは、入管法や労働関係法令の知識を提供することであることから、全役職員が自己研鑽に励み、各受入企業に適正な実習生受入環境の整備を要請してきたところである。

また、業界を牽引する当機構としては、当機構のみならず、業界全体の適正化を図るため、当機構が中心的役割を果たしている「外国人技能実習生受入れ団体中央連絡協議会（以下「中連協」という。）において、中連協の加盟団体のみならず、各都道府県の外国人技能実習生受入団体連絡協議会加盟団体に参加を呼びかけて、「不正行為撲滅キャンペーン」を実施するなど、業界全体で事業の適正化を図るとともに、中連協加盟団体から制度改善に関する意見等を取りまとめ、平成28年2月、関係省庁に要望書を提出したところである。

II 事業の概況

政府により検討が進められている外国人技能実習制度の見直しに関しては、外国人の技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案（以下「新技能実習法」という。）が閣議決定され平成27年3月6日第189回通常国会に提出、第190回通常国会で審議されたが、継続審議とされた。この法案については、平成28年度中の成立が見込まれるところである。この法案では、監理団体、受入企業及び技能実習計画についての許可等の制度を設け、これらに関する事務を行う新法人が設立されるなど、制度の厳格化が図られるとともに、優良な監理団体等に限定して、4年目及び5年目の技能実習を認めることとするなどの拡充策が講じられることとなっており、政令で定める日から施行されることとなっている。これに先んじて、当機構では、派遣国政府等に対して技能実習法の概要について情報提供を行い、同法施行に合わせて派遣国政府との協定内容改正について協議を重ねてきたところである。

また、AIM・ジャパントレーニングセンター（集合講習施設）の拡大を図り、入国直後の実習生に対する指導体制を強化するため、平成28年3月30日、派遣国大使館関係者のご出席を賜り、AIM・ジャパントレーニングセンター春日部第二センター建設着工の地鎮祭を執り行ったところであり、同センターは本年9月30日竣工予定である。

今後も当機構の基本理念である「人づくりを通じ、わが国の社会と産業の健全な発展に寄与します」、「人づくりを通じ、開発途上国の経済発展に寄与します」の下、「開発途上国からの技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業」、「開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業」及び「開発途上国との青少年親善交流事業」等の事業の一層の拡大推進を図って参る所存であり、従前と変わらぬご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以下実施した事業内容について報告する。

記

1 実習生受入事業及び同事業の実施に必要な無料職業紹介事業の実施

(1) 派遣国政府との協議

開発途上国の青年の人材育成等のため、派遣国政府と一体となって実施する実習生

受入事業を、より効果的かつ効率的に実施した。また、新技能実習法を踏まえて、当該派遣国政府との協議を随時かつ円滑に進めた。

当機構に対しては、現行派遣国政府以外の開発途上国政府から実習生受入事業の開始を強く要請されているところであり、今後当該政府と試行的な受け入れを含めて協議を進めていくこととしている。

平成27年5月9日、インドネシア労働省において、ムハマド・ハニフ・ダキリ大臣と会談。インドネシア労働省として優秀な技能実習生のリクルート、選抜試験の充実を約束された他、インドネシアにおける建設業職種に関する特別訓練実施の早期実現を要望された。

同9月21日、ベトナム労働・傷病兵・社会省（以下「ベトナム労働省」という。）において、同省ファム・ティ・ハイ・チュエン大臣と会談し、新技能実習法や追加される職種について説明し、大臣からは受入れの拡大を強く要請された。

平成28年1月15日、タイ王国労働大臣シリチャイ・ディックタン大將が来日され、アイム・ジャパン本部にて会談。アイム・ジャパンからは改正技能実習法や追加される職種について説明。シリチャイ大臣からは、実習生受入事業を通じて現地の従業員を管理・指導できるスーパーバイザークラスの人材育成への強い要請を受けたところである。

同2月5日、インドネシア共和国労働省において、同省ダキリ大臣、ワハブ次官、ハイルル総局長、アセップ局長と協議。新技能実習法や追加される職種について説明。技能実習期間が5年に延長された際には、技能実習生に管理者教育をも指導するよう要請を受けたところである。また、ダキリ労働大臣からは、同国大統領の指示もあり、技能・技術を身に付けることが貧困からの恒久的な脱却に繋がることから、パプア州・アチェ州などにおいて意欲や能力があっても貧困により就学機会の得られなかった若者を対象にした技能実習プログラムについて国家プロジェクトとして積極的に取り組みたいとの考えを示された。

同2月24日、在日タイ王国大使館を表敬訪問し、バンサーン・ブンナーク大使、公使参事官に新技能実習法について説明。大使からは、技能実習期間が5年間に延長される際には、スーパーバイザークラスの人材育成施策に関して協力要請を受けた。

(2) 実習生受入事業の実施

ア 実習生受入活動

日本経済再興の施策が推進される中、技能実習制度の法案改正を踏まえて、これまで以上に当機構の社会的意義及び役割が大きくなってきているところであり、所期の目的達成と機構運営の確固たる基盤作りを行っていくことが極めて肝要である。そこで新規受入企業の獲得を最重点課題として掲げ、他方、再受入れの実施を確実に行うこととした。本年度も、特段ベトナムに力点を置きつつ、タイ及びインドネシアと合わせた実習生2,458名（インドネシア1,363名、タイ259名、ベトナム836名）、ILO協会の国際人材育成事業から引き継いだ当該事業の対象者79名（フィリピン）の受入れを実施した。

イ 実習生の質の向上

実習生が技能実習制度の趣旨に適った技能実習を全うするためには、日本への適応、日本語能力の向上が不可欠である。このため実習生に対し、受入企業への配属前に以下の教育を行った。

(ア) 日本の生活等への適応

- A 受入企業における技能実習が円滑に行われるよう、日本の風俗、習慣等を理解させるための教育の徹底を図った。
- B 実習生が適法に在留するための知識や労働者として受ける法的保護に関する知識について教育を行った。
- C 技能の習得を安全に行うための知識、規律正しい生活を行うためのルールについて教育を行った。
- D 建設関連の実習生が増加することに鑑み、26年度作成の「建築現場の安全」（インドネシア・タイ・ベトナム各国語版）を活用しつつ、技能講習時に建設業における安全教育を行った。

(イ) 日本語能力の向上

- A 当機構オリジナルの3年日誌を配布し、実習期間を通して記述するよう指導を行い、実習生指導部員が実習生全員の日誌の添削を行った。
- B 入国時は日本語能力試験のレベルN4、入国1年後はN3、帰国時はN

2以上の合格を目標に事前講習、集合講習及び受入企業配属後における継続的な日本語教育の強化を図った。

C 日本語能力試験の全員受験を奨励するため、各支局において実習生全員に願書及び練習問題を無料で配布し、各人の受験申し込み状況を確実に把握するとともに、日本語講座の充実を図り、N3以上合格者に対する表彰を行った。併せて日本語能力向上についてアテンド職員による進捗チェック及び激励を徹底した。

D 本年度の日本語能力試験合格者は、表彰対象者となるN1級合格者が久々に1名、N2合格者が36名、N3合格者が268名であった。

(ウ) 実習生のモチベーションの維持及び向上

実習生が技能実習の全期間を通じ、初心を忘れず、モチベーションを維持、向上させることが必要である。そのため、次のことを重点的に指導した。

A 日本語能力の向上が、日本での技能実習の成功に不可欠であること及び帰国後の就職活動にも有利であること。

B 技能実習期間中に学んだ技術、日本人の働き方、日本的な経営手法、生産管理及びコスト意識等は、帰国後の起業に際して大いに役立つこと。

C 実習生の帰国後における成功事例集を配布し、起業及び条件の良い就職先は、自分の意思と努力によって必ず掴み取ることができること。

ウ 貧困な若者への人材育成事業

ベトナムの貧困な若者を技能・技術労働者として育成し、貧困からの脱却を図ることを目的に、ベトナム労働省と協力のうえ、意欲や能力があっても貧困により就学の機会を得られなかった若者を対象に、ベトナムにおいて無償事前訓練をすることとし、訓練合格者にはアイム・ジャパン技能実習プログラムへの応募資格を付与する人材育成事業を引続き実施し、平成27年度無償事前訓練及び事前講習を終了した第一期生5名、第二期生22名、第三期生17名が入国し技能実習に励んでいるところである。

また、インドネシアにおいても、同国大統領の指示を受けた同国労働大臣から、技能実習プログラムを通じた貧困層の教育を図るよう要請があり、開始に向けてイ

インドネシア労働省と協議を開始したところである。

エ 寄附活動

本年度の寄附活動は、当機構の寄附金等取扱規定第2条第2項に基づく一般寄附金として実施し、平成27年4月、開発途上国の人材育成支援の一環として、ベトナムクアンナム省のリハビリセンターを訪問し、クアンナム省人民委員会と同省社会保険センターに対して、人材育成支援費として各100万円相当の医療器具等を贈呈した。

オ 実習生受入手続の支援

実習生の受入れを年12回と設定の上、企業への配属が計画どおり行えるよう、全力を挙げて手続の支援を実施した。また、業務推進締切り日までのデータ入力及び受入書類の早期具備について各支局及び、海外駐在事務所への指示、JITCO への評価認定申請手続、海外駐在事務所からの略歴書等申請書類の早期送付等について周知徹底の上、在留資格認定証明書の少しでも早い交付に向けた対応を図った。

カ 適正な実習環境の整備、向上

(ア) 受入企業に対する監査及び訪問指導の実施

技能実習にかかる法務省関係法令及び指針において、受入企業における技能実習の実施状況について3月につき1回以上の監査と「技能実習1号」の活動期間中1月につき少なくとも1回の訪問指導が求められているところ当機構は、平成25年12月に改訂された法務省指針に沿った監査を行うとともに、「技能実習1号」の活動期間中のみならず「技能実習2号」の活動期間中も月1回以上の訪問指導を確実に実施し、受入企業に対し適正な技能実習の実施と労働関係法令の順守について周知徹底に努めた。また、後述の(4)に基づく建設就労者受入事業等を併せ実施する受入企業に対しても上記同様に的確な対応に努めた。加えて不正行為の事実が判明した受入企業に対する特別監査を実施した。

(イ) 「受入企業総点検月間」の実施

上記(ア)の監査及び訪問指導のほかに、本年度も5月を「受入企業総点検月間」として、受入企業全社に対し法務省指針である不正行為に係る事項

及び労働関係法令・労働安全衛生法等の遵守の実態を把握するために総点検を実施した。その結果、改善が必要とされる受入企業に対しては速やかな是正を要請した。

(ウ) 受入企業懇談会の開催

法務省指針の趣旨及び労働関係法令の順守について周知徹底を図り、受入企業における実習生に対する適切な接遇が得られること及び受入企業相互の問題点を討議すること、並びに当機構の事業運営の現況を説明するとともに受入企業から技能実習制度改正に関する各種意見をいただき、当機構の事業運営に反映させることを目的として、全支局（9支局）において「受入企業懇談会」を「アイムジャパンセミナー」として開催した。具体的技能実習制度に関する関係法令等の最新情報を当機構の専門知識を有する役職員が解説する場を設け、また地元の経済団体等と連携して当機構の会員・非会員を問わず、広く地域の企業に参加を呼びかけて充実を図った。

(エ) 実習・生活指導員懇談会の開催

受入企業の実習生に対する指導実務に携わる技能実習指導員及び生活指導員を対象に「実習・生活指導員懇談会」を開催し、技能実習における問題の発生防止及び解決方法等について情報及び意見を交換し、受入企業における技能実習指導及び生活指導の向上を図った。

(オ) 実習生の在留に係る手続の支援

実習生に必要な滞在にかかる在留資格変更及び在留期間更新許可申請等入国管理関係手続及び住民基本台帳法に基づく在留カードにかかる転出・入の手続支援を行った。更に駐日派遣国大使館への在留届及び旅券延長手続等諸手続の支援を実施した。

また、実習生の「技能実習2号」への移行に伴う技能検定の受験申請手続き、その他実習生の身分証明書を発給する等技能実習生の支援や便宜を図った。

(カ) 支局職員を対象とするアテンド力向上研修の実施

受入の増大と技能実習制度改正によって要求される更なる適正対応に向

け、経験の少ない支局職員及び指導的立場の職員（次長クラス）に対する研修会を実施し、個々の担当職員のアテンド力向上と制度改正内容の周知を図った。

キ 実習生に係る相談、指導の迅速な対応

実習生が抱えている悩みや疑問等に対応するため、以下を実施した。

(ア) 実習生のための電話相談等

A アテンド担当職員の携帯電話番号を実習生に通知し、24時間対応で実習生の相談等に対し迅速を旨とし適切に対応した。

B 本部に設置しているフリーダイヤル電話（24時間対応）により、インドネシア語、タイ語、ベトナム語及び英語を話せる職員が実習生の相談に応じた。

C イブクー（私の母）制度（インドネシア）、ピーチャイ・ピーサオ（兄妹）制度（タイ）及びアイン・エム（兄弟）制度（ベトナム）等により、派遣国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、在宅で実習生からの電話相談に母国語で応じ、適切な助言・指導した。

(イ) 指導文書による生活指導

5月の連休、お盆休み、年末年始等祝祭日の休日の時期には、それぞれに係る注意事項を文書で指導を行うとともに失踪防止、交通安全と事故防止等、日常生活の支障となる事柄を防止するための指導文書を作成し、アテンド担当職員から実習生及び受入企業に配布した。また、イスラム教徒の実習生に対してはラマダンの時期（猛暑と重なる時期等のため）には、健康管理の面から注意喚起の指導文書も配布した。

(ウ) 意欲向上のための表彰

受入企業及び当機構の推薦に基づいて駐日インドネシア大使及び在大阪同国総領事による帰国予定の優良実習生への賞詞授与に対して積極的に支援し、本年度は、合計671名の実習生に賞詞が授与された。

(エ) 実習生に対する駐日派遣国大使館等による指導

派遣国政府と一体となって事業を推進するという基本方針に基づき、駐日

派遣国大使館等の協力の下に、大使館員による受入企業及び実習生の宿舍訪問、実習生休日の集い及び集合講習等を通じて、失踪防止をも含めた生活指導を強化・徹底した。

(オ) 安全衛生大会の実施

実習生が安全かつ健康に3年間の技能実習を修了できるよう、全国各支局において各国大使館ご協力の下「安全衛生大会」を実施した。平成27年9月6日の東京・北関東支局合同安全衛生大会では、インドネシア共和国ダキリ労働大臣、同国労働省アヌワール労働者訓練・生産性向上総局長、3か国大使館公使、参事官等が来訪し実習生を直接激励した。

ク 失踪防止対策

実習生の失踪は、技能実習制度の根幹を揺るがし、我が国の社会と産業の健全な発展を妨げる重大な問題である。そこで、「失踪防止対策要綱」に基づき駐日派遣国大使館及び在外駐在事務所との連携を強化しつつ実習生に対する指導・啓発を積極的に実施した結果、ベトナムが受け入れ数増加に伴い失踪件数の増加が見られたものの、インドネシア及びタイは減少傾向を示した。

ケ 安全衛生対策

(ア) 労働災害防止対策

事故や労働災害の発生を未然に防止するための安全衛生対策を確実に実施するよう受入企業に対して要請するとともに、在留中の実習生に対しては、法令の周知と安全な作業方法を確実に履行するよう指導を行った。特に、法定資格を必要とするフォークリフト運転、クレーン運転、玉掛け作業等の就業制限業務に実習生が無資格で作業に就くことのないように指導の徹底を図った。

具体的には、新規に入国する実習生及び在留中の実習生を対象に、企業引継前または引継後に必要に応じて技能講習資格を習得させるための受講支援を実施するなど、以下の対策を推進した。

- A 企業引継前に技能講習の資格を取得するための受講支援(フォークリフト・玉掛け、床上操作式クレーンの3種目延計987名受講)

- B 在留生が技能講習を受講する際の外国語訳補助テキスト配布による受講支援
- C 法定の特別教育（つり上げ荷重5トン未満のクレーン運転の業務、アーク溶接等の業務、足場の組立等の業務）に対するテキスト（3か国語）の配付及び学科教育の実施
- D 安全衛生意識の高揚を図るための「安全衛生大会」開催
（全国8か所開催、実習生延べ1,443名参加）
- E 安全衛生ステッカー（3か国語11種類1,800組19,800枚）、手ぬぐい（3か国語10,000本）及び受け入れ企業宛文書、実習生宛文書、安全衛生受入れ企業自主点検票等59,400枚の配布
- F 受入企業自主点検票による点検の実施（984企業）
- G 事故調査・指導の実施（プレス災害実地調査1件、文書指導120件）

(イ) 健康診断の実施等

全ての实習生に対し、入国前1か月以内に送出国において健康診断を行い、かつ入国後早期に健康診断（雇い入れ時健康診断項目のすべての項目）及び検便による腸内細菌検査を実施するとともに、集合講習中の日々の健康状態を観察し、体調不良を訴える実習生に対して適切な処置を行い、健康上問題がある実習生の企業配属を未然に防止した。

(ウ) 「安全衛生ポスターコンクール」の実施

災害や事故を防ぎ、日々健やかに実習できるよう仲間たちに訴える標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施し、優秀作品を表彰した。最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作4名を選出した。

コ 実習生福利厚生事業

(ア) 作文コンクールの実施

実習生の日本語能力の向上を図ることを目的に、「AIM・ジャパン作文コンクール」を実施し、優秀作品に対する表彰を行った。本年度は342通の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞2名、優良賞3名、佳作5名、努力賞1名を選出した。

(イ) 実習生向け情報誌「みんなのひろば」の発行

実習生の日本語能力向上を図り、もって技能実習効果の向上及び地域社会との交流を深めること等を目的に、実習生向けの情報誌みんなのひろば85号から90号を発行し、実習生の技能検定随時3級合格、日本語能力向上を図るとともに、日本における生活習慣等について注意喚起し、円滑な技能実習を促した。

サ 実習生の適正かつ厳正な選抜に対する支援

派遣国政府が実施する実習生の選抜について、実習生募集地域の選定等に関し密に協議を行う等募集担当者との連携強化を図ることにより、適正かつ厳正に実施されるよう積極的に支援した。

シ 集合講習等の効果的な実施

(ア) 事前講習（入国前の講習）

A 派遣国政府が実施する事前講習について、当機構はこれに積極的に協力した。また、技能実習の効果をあげるためには、高い日本語能力を身につけることが重要であることから、引き続き日本語能力の一層の向上を図り、特に聴解能力を向上させるため、実習生相互によるロールプレイング（役割演技）訓練を実施した。また日本語能力の不足及び技能実習意欲の欠如等については厳しく審査を行い、適正を欠く者については、入国前に不合格とするよう派遣国政府に要請した。

B 事前講習については受入企業への配属時に日本語能力N4～N5合格レベルに向けての指導を行い、日本において優れた実習生と認められる人材の育成に努めた。

C 事前講習においては、実習生の安全と健康を確保するため、危険予知活動（KY）を含む安全衛生の基礎知識を教育した。

D 事前講習期間中は厳格な規律訓練を行い、頑健かつ規律正しい実習生の育成に努めた。

E 自分の将来について具体的な計画を立て、達成する方策を自ら模索することを課題とした演習を取り入れ、しっかりと目的意識を持ち、日本での

技能実習に取り組むことのできる実習生の育成に努めた。

F 建設特別訓練については、ベトナムにおいては特別訓練実施2年目を迎え、実習生が円滑かつ安全に技能実習を受けられるよう屋内に実技訓練場を設置し技能の訓練に取り組んだほか、座学では建設工具等の日本語や日本の基準に準じた安全知識等をビデオやAIM・ジャパンオリジナルテキスト等を使って解説し、本年度は206名が受講し、累計受講者数は460名となった。

また、インドネシアにおける特別訓練実施については、平成28年4月からの実施に向け、訓練用の建設資材・工具等の搬入を平成28年3月末に完了したところである。

G 失踪は、違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化した。

(イ) 集合講習（入国直後の講習）

入国直後の実習生を対象に、AIM・ジャパントレーニングセンター南柏（千葉県流山市）、同トレーニングセンター春日部（埼玉県春日部市）等を利用し、コミュニケーション能力の向上を図るための日本語、日本における生活一般の知識、技能習得に関する知識及び外部専門家による入管法・労働関係法令、実習生の法的保護に必要な情報等の教育を行うとともに、企業に配属後、「AIMの実習生は良い」と企業側から評価される実習生の育成を目標として以下の事項にも重点を置いて円滑かつ効果的な集合講習を実施した。なお、平成28年3月30日、南柏に代わるトレーニングセンター春日部第二センターの新棟増設工事が開始されたところであり、完成後は新施設を十分に活用し、より効率的、効果的な集合講習が可能となる。

A 技能実習制度の目的及び意義、実習生にかかわる諸規則等の遵守についての指導を強化した。

B 実習生としての目的意識を明確に植え付け、自己の行動に対する責任感を十分身に付けた実習生の育成に努めた。

C 失踪は、違法行為であること及び受入企業、派遣国政府等に多大な迷惑

となることを十分に認識させる等失踪防止のための指導を強化した。

D 安全衛生意識の高揚を図り、労働災害を防止するため労働安全衛生教育を行うとともに法に基づく特別教育（学科部分）を実施した。

E 日本語能力、実習意欲等に問題があり、実習生として円滑・適正に技能実習生活を送り難いと判断される者は、受入企業へ配属する前に帰国させた。

F 事前講習と入国後の集合講習との連携を強化し、さらに実習生の質の向上に努めた。

ス 技能検定等の受験の奨励

技能実習制度では、「技能実習2号」の要件として技能検定基礎2級の合格としている。さらに、法務省の指針で、実習2年目に同基礎1級、3年目に同3級の合格を目標としている。このことから、技能実習制度の改正の方向を踏まえ、実習生が全員、少なくとも基礎1級を受験し、合格できるように指導した。また、技能実習制度の趣旨に即した運営を監理団体及び受入企業が行っていることを示す見地から、併せて実習生の技能検定3級の受験奨励と合格率の向上を受入企業に対しお願いした。また、技能の習得には、日本語能力の向上が不可欠であることから日本語能力試験N3級、N2級の受験についても受入企業の支援をお願いした。

セ 帰国実習生に対する就職支援

(ア) インドネシアの帰国実習生については、同国労働移住省が実施する帰国実習生に対する集団就職面接会の支援を行ったほか、以下の各種施策について、同国労働移住省に対して側面的支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても帰国後1か月、3か月、6か月目ごとに定期的な調査を行った。

A 州労働局を通じて就職相談窓口の設置

B 就職機会を図るためにインドネシア版“ハローワーク”への登録奨励

C IT機能を活用した就職情報提供

D インドネシア労働移住省及び当機構の調査による帰国実習生の帰国後の実態把握

E 帰国実習生の会の組織化支援

10月18日にジャカルタで開催された、帰国後起業し社長として活躍する帰国実習生の会「AIM・ジャパン帰国実習生社長の会」の全国大会の活動支援等を行った。

(イ) タイの帰国実習生の就職促進については、バンコク駐在員事務所を通じ、積極的に同国労働省に協力し、同省主催による就職面接会の支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても帰国後1か月、3か月、6か月目ごとに定期的な調査を行った。

(ウ) ベトナムの帰国実習生の就職促進については、ハノイ駐在員事務所を通じ、積極的にベトナム労働省に協力し支援を行い、就職率の向上を図るとともに、帰国後の実態についても帰国後1か月、3か月、6か月目ごとに定期的な調査を行った。

ソ 図書が発刊

実習生派遣国の経済関係情報をはじめ、政治・文化等の情報についても現地駐在員事務所及び国内関係機関等を通じ情報収集に努め、小冊子を作成し、企業等に無償で提供した。

タ 広報活動

当機構の目的、事業内容及び実績等を広く周知し、企業におけるグローバル化の対応の一環として、これらの事業の活用を図ることが極めて有効であるとの認識が社会に広まるよう努めた。特に、技能実習制度について、広範に啓蒙することを目的として、日刊紙、雑誌、業界紙等へのパブリシティ活動を展開するとともに、フェイスブックと連動したホームページの制作など広報の強化を図り、もって、実習生受入事業の拡大発展につなげた。

チ 広報誌の発行

技能実習制度の意義と同制度に基づく実習生の活躍ぶりを広く一般へ紹介し、その活用が開発途上国への人材育成を通じた経済発展に資することを目的に、受入企業及び関係各所に「IM JAPAN NEWS」127から138号を作成し、配布した。

ツ カレンダーの作成・配布

当機構と実習生、受入企業との連携をより強固なものとするを目的に、平成28年（2016年）版のカレンダーを作成し配布した。

テ 人材育成セミナーの開催

実習生派遣国の国情、生活慣習及び国民性等についての十分な知識と理解を深め、国際化に対応する人材育成及び国際相互理解の促進を図るために、インドネシア大使館及び領事館の協力を得て、同公使参事官等を講師に迎え、人材育成セミナーをAIM・ジャパンセミナーとして、平成27年11月及び平成28年2月に全支局（9会場）において開催した。

本セミナーは、ホームページをはじめ各種宣伝媒体を活用したことにより会員・非会員を問わず大勢の皆様が参加し、各国の国情や文化、経済、国民性及び実習生指導にあたっての注意点など、幅広い内容について啓蒙を図った。

(3) 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

ア 実習生受入事業に関する無料職業紹介事業の実施

法令上、実習生受入事業を行う監理団体は無料職業紹介事業の許可を取得することが要件とされていることから、当機構は平成22年4月1日付け13-ム-300032号をもって、厚生労働大臣から当該事業の許可を取得している。

これに基づき派遣国政府等とともに、実習生候補者と受入企業との間の無料職業紹介事業を行って、実習生の受入れを実施した。

イ 技能実習職種のマッチングのための措置

当機構が行う無料職業紹介事業が的確かつ円滑に実施できるよう実習生の募集及び選抜の段階において、受入企業における事業内容とともに、技能実習職種ごとに作業現場、作業機械等の写真を添えて作業内容を説明する「技能実習職種説明資料」を応募者に閲覧させた後に希望職種を申告させることによって、実習生の希望と実習対象職種のより円滑なマッチングの実現を図った。

なお、技能実習職種の内容を更に深く理解を促すために、職種作業内容を紹介するビデオ（母国語）の制作を開始し、平成28年度に派遣国政府に提供する予定である。

(4) 外国人建設就労者受入れ事業

復興事業の一層の加速化を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連の建設需要に的確に対応するため、平成27年4月から平成33年3月末までの間、緊急かつ時限的な措置として、技能実習修了者を外国人建設就労者、外国人造船就労者として受入れを行う外国人建設就労者受入事業及び外国人造船就労者受入事業については、公益財団法人として、引き続き途上国の人材育成に貢献していく見地から、技能実習制度の一層の活用を図るよう受入企業にも協力を求めながら、個々の受入企業の事情やニーズを勘案しつつ、これら新たな事業の活用にも対応してきたところである。本年度は6社70名の受入れとなった。

なお、この事業の実施に際しては、実習生受入事業と同様、コンプライアンスを重視して適正管理計画の認定を受けた企業向け入国希望者を対象とする入国・在留管理にかかる支援を実施していくこととする。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 「海外投資情報」資料の提供

技能実習生派遣国の社会経済情勢、労働事情の情報を収集し、「海外投資情報」として、広報誌と併せ関係企業等に送付、海外進出を希望する企業に提供した。

(2) 海外投資相談

海外駐在員事務所と連携を図り、中小企業の海外進出を支援することを目的に、会員企業及び非会員企業関係者からの相談に対応した。

(3) 受入企業等を中心とした現地訪問団の派遣

受入企業の派遣国に対する理解の向上を図る目的で実施している現地訪問団について、本年度は駐日インドネシア共和国大使館の協力を得て、11月8日から11月14日までインドネシア訪問団33名を派遣した。

(4) 「アトム・ジャパンセミナー2015」の開催

8月27日ベトナム政府との共催で「アトム・ジャパンセミナー2015ーベトナムの経済発展と人づくりー」を開催。セミナーには日本政府の公式招待で来日したベトナム社会主義共和国グエン・ティ・キム・ガン国会議長(当時国会副議長)が主賓として挨拶、ベトナム労働・傷病兵・社会大臣閣下の講演等が行われ、800名以上がセミナー及び懇親会に参加し意見交換が交わされた。

(5) 海外ビジネス研修生（インターンシップ）受入れの実施

海外進出企業が増えている中で、グローバル感覚を持った学生の人材育成の一環として、諏訪東京理科大学から要請を受け8月29日から11月6日までバンコク駐在員事務所において、海外ビジネス研修生1名を受入れた。

3 開発途上国との青少年親善交流事業の実施

国際的相互理解の促進を図ることを目的に、10月27日から11月6日までバングラデシュ高校生等21名を、11月24日から12月4日までインドネシア高校生等22名を日本に招聘し、広島をはじめ日本各地を見聞させたほか、ホームステイで日本の家庭生活、同様に高等学校では授業やクラブ活動参加を通じ、次世代を担う高校生間の交流を深めた。